

【兵庫県告示第 1247 号の 2】

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 16 条第 5 項に基づき、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和 3 管理年度における数量を次のように変更したので、同項において準用する同条第 4 項の規定に基づき公表する。

令和 3 年 1 2 月 1 日

兵庫県知事 齋藤元彦

第 1 くろまぐろ（小型魚）

- 1 都道府県別漁獲可能量
8.0 トン
- 2 知事管理漁獲可能量

法第 16 条第 1 項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

管理区分	知事管理漁獲可能量
兵庫県日本海沿岸くろまぐろ漁業	6.5 トン
兵庫県日本海定置漁業	1.4 トン
兵庫県その他漁業	0.1 トン

第 2 くろまぐろ（大型魚）

- 1 都道府県別漁獲可能量
9.4 トン
- 2 知事管理漁獲可能量

法第 16 条第 1 項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

管理区分	知事管理漁獲可能量
兵庫県沿岸まぐろはえ縄漁業	6.2 トン
兵庫県その他漁業	3.2 トン